



絹本着色吉田松陰像(自賛)肖像部分（吉田松陰関係資料164）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

✳️ 30

集客 ③

山口県のイメージと吉田松陰 ～肖像の利用傾向から～

《山口県、幕末、といえば…？》

山口県、幕末、というと、吉田松陰を連想される方は多いのではないのでしょうか。

吉田松陰の自賛付肖像は6点存在していますが、どれも風貌等の特徴は共通しており、見れば吉田松陰とわかるのではないかと思います。上に示したのが当館所蔵のもので、当館所蔵資料の中で最も画像利用が多いものの一つです。

ここでは、過去5年間の利用傾向を見ながら、吉田松陰肖像と山口県のイメージの結びつきを考えてみたいと思います。

《当館所蔵資料の画像利用》

当館所蔵資料の画像の書籍・テレビ番組への使用にあたって、料金はいただいておりません。また、令和6年度からは承認制から届出制となり、より簡便にご利用いただけるようになりました。

当館所蔵資料の中でも、「吉田松陰肖像」や「特命全権岩倉使節一行」(右参照)等、特にご利用が多いものは、「[高画質画像ダウンロード](#)」にまとめてあります。

《吉田松陰肖像の利用》

そのようなこともあり、吉田松陰肖像の使用件数は、例年、その年の届出(申請、以下「届出」に統一)件数の1割超です。当館の収蔵資料点数(約58万点)や書籍やテレビ番組の多様性等を考えると、少なくない数と言えるでしょう。

《県内か、県外か》

吉田松陰肖像は、利用者の居住地・所在地が山口県内(以下「県内利用者」)か、山口県外(以下「県外利用者」)かで利用傾向が変わります。

次頁のグラフは、県内利用者と、県外利用者、それぞれの吉田松陰肖像利用件数を、掲載媒体の内容・目的別に整理したものです。

まず、利用件数の県内:県外比を見ます。県内利用者による利用件数は、多い年は35%ですが、それ以外の年はほぼ10%台です。掲載届出件数全体の県内:県外比はおよそ3:7なので、県内利用者が少ないと言えます。



特命全権岩倉使節一行
(毛利家文庫81
写真史料97)

当館所蔵資料の画像のなかで特に利用の多いものも一つがこちらです。歴史の教科書などで見たことがある方も多いのではないでしょうか。

教科書や副教材のほか、視聴者の「見たことある」を活かして、明治維新のイメージ画像として様々なテレビ番組に使用されることが多いようです。被写体に山口県と縁のある人物が少ないためか、観光等にはあまり使われません。

《内容とターゲット》

ついで、掲載コンテンツの性格を考えてみましょう。県内・県外とも教材・歴史・観光その他に分けてあります。

県内は年によって状況が異なりますが、県外は安定して歴史関係のコンテンツへの利用が中心です。これは、関連書籍や雑誌、テレビ番組等への利用が多いからです。

県内利用者と県外利用者との大きな違いが教材への利用です。教科書等を発行する大手出版社は県外にありますので、それが数字に反映しています。

一方、観光その他のコンテンツに使われる場合は、県の内外問わず一定の割合を占めます。ただし、県内利用者の利用先を見ると、当県を会場とする全国的なイベントのポスターや、県内諸団体が作成する観光パンフレットが中心です。つまり、県外の方に、山口県や県内の特定地域のイメージを伝えるツールとして使われているのです。

《画像に乗せるイメージ》

教科書をはじめ学習教材に掲載された図は、多くの人の目に留まります。そして、案外記憶に残るものです。それをテレビが使うことで、関連情報とともにその資料の認知度も上がっていきます。吉田松陰肖像も、この流れの中で

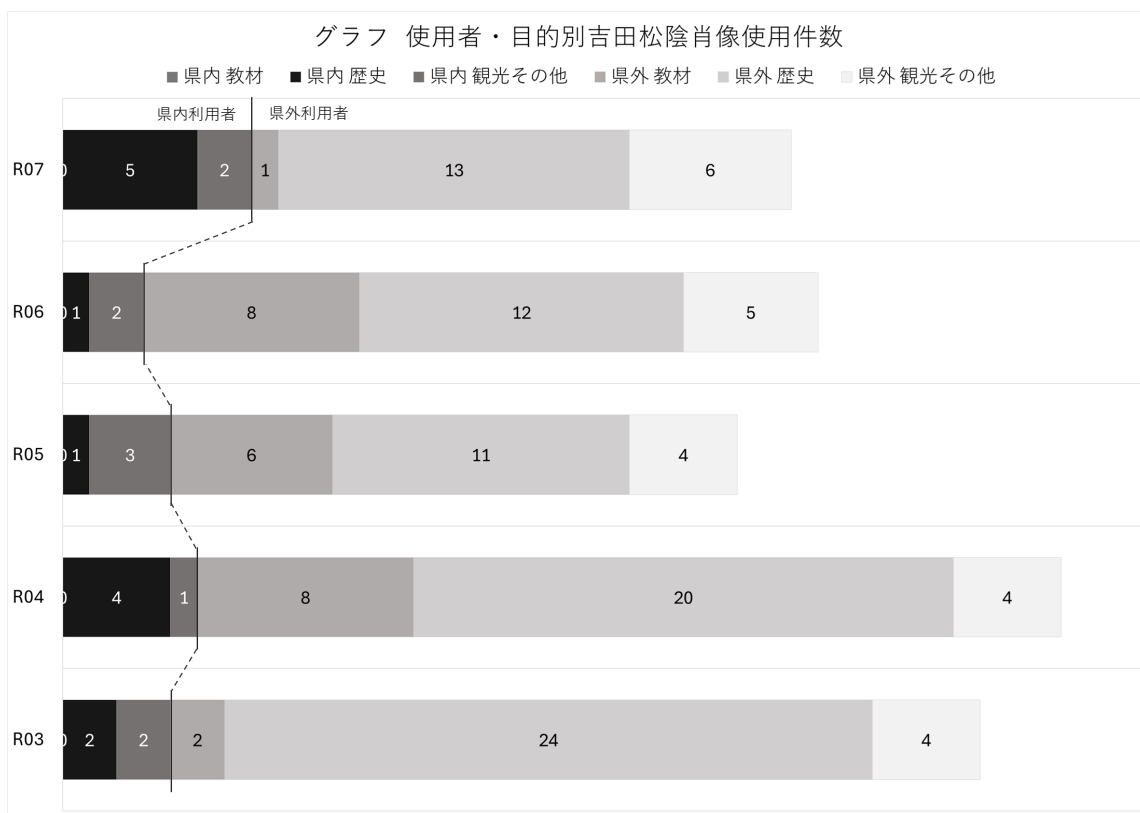
利用が増えていった資料と言えます。

加えて、松陰自身が山口県の幕末・維新期に深く関わる人物であったこと、また当県の観光資源に幕末関係の史跡が多くあることから、関連情報と肖像の画像がセットで流れるたびに、山口県のイメージと吉田松陰肖像が結びついていったのでしょう。

前頁の画像を見て「あっ」と思える程度に、そして、山口県と聞いて連想されるものの上に吉田松陰肖像が挙がるであろう程度に、吉田松陰肖像と当県のイメージは紐づけられています。その背景には、吉田松陰顕彰の歴史も含め(例：シートNo.06)、単に山口県にとって重要な存在だから(=県・県民の心情に基づく)というだけではない、イメージ定着の仕組みがあったのではないのでしょうか。一方、「よく知っている何か」に紐づけられた県のイメージを、県民に対して改めて提示する必要性の低さが、県民向けコンテンツへの同肖像の利用件数の低さに繋がっているのでしょう。

参考文献：山田稔「吉田松陰自賛肖像考」(『山口県文書館研究紀要』37、2010年)

【参考】拙稿「山口県文書館所蔵資料の掲載・放映等の利用について」(『山口県文書館研究紀要』51、2024年)



【凡例】

- ・教材：教科書、問題集、副読本等
- ・歴史：歴史をテーマとしたテレビ番組(バラエティー番組含む)、書籍等
- ・観光その他：ガイドブック、パンフレット、歴史以外のイベントポスター等

※県内 教材は毎年使用件数0